

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

## 奈良県人事委員会規則第二十三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一アの表四級の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 文化財保存事務所の出張所主任の職務

別表第一アの表五級の項第九号中「及び副学科長」を削り、同表六級の項第二号から第五号までを次のように改める。

2 文化会館及び橿原文化会館の副館長の職務

3 美術館の館長代理及び副館長の職務

4 なら食と農の魅力創造国際大学校の副校長の職務

5 農業研究開発センターの部長の職務

別表第一アの表七級の項第六号を次のように改める。

6 橿原考古学研究所の附属博物館長の職務

別表第一アの表七級の項第八号を次のように改める。

8 会計局の会計指導官の職務

別表第一アの表七級の項第十号中「副所長」を「所長及び副所長」に改め、同表八級の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 橿原考古学研究所の副所長の職務

別表第一アの表九級の項第三号及び第四号を次のように改める。

3 南部東部振興監の職務

4 危機管理監の職務

別表第一アの表九級の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 政策統括官の職務

別表第一エの表二級の項の前に次のように加える。

|    |                              |
|----|------------------------------|
| 一級 | 市町村立の義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務 |
|----|------------------------------|

別表第一エの表二級の項及び特二級の項を次のように改める。

|     |                                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二級  | <p>1 市町村立の義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務</p> <p>2 市町村立の中学校、小学校又は義務教育学校の講師（任用の期限を付さない講師であつて、人事委員会が定めるものに限る。）の職務</p> |
| 特二級 | <p>1 市町村立の義務教育学校の主幹教諭の職務</p> <p>2 相当困難な業務を所掌する指導主事の職務</p>                                                   |

別表第一エの表三級の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 市町村立の義務教育学校の教頭の職務

別表第一エの表四級の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 市町村立の義務教育学校の校長の職務

別表第一オの表三級の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「大和茶研究センター、大和野菜研究センター、果樹・薬草研究センター」を「果樹・薬草研究センター、大和茶研究センター、大和野菜研究センター」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同表四級の項第二号を削り、同項第三号中「畜産技術センター及び森林技術センター」を「森林技術センター及び畜産技術センター」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

**附 則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。